

報告第2号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	108,625 円	令和5年7月4日午前7時40分頃、我孫子市布佐834番地の28平和台病院において、消防職員がストレッチャーを救急自動車へ戻そうと移動中に人を避けようと横に寄ったところ、机上にあったパソコン用液晶モニターに、当該ストレッチャーに取り付けていた酸素ボンベのバッグが接触し、これにより当該モニターが机上から落下し、当該モニターを故障させた。	令和5年9月28日
			市 100% 相手方 0%